

射水市国際交流事業補助金

台湾台北市士林区を訪問する団体、海外からの訪問団を受け入れる団体に対して、補助金を交付します。

【対象事業】

① 海外事業

団体の構成員の5人以上が台湾台北市士林区を訪問し、芸術文化、伝統文化、スポーツ又は教育に関する交流を行う事業

② 国内事業

海外からの訪問団（国外に居住する者5人以上の団体であって、射水市を訪問するもの）と芸術文化、伝統文化、スポーツ又は教育に関する交流を行う事業

【交付対象団体】

市内に住所を有する者又は市内の事業所等に勤務する者で構成する団体であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの

- ① 5名以上で構成され、かつ、構成員のうち5名以上が市内に在住するもの
- ② 市内で1年以上活動しているもの
- ③ 定款、規約、会計等の定めを有するもの
- ④ 国、地方公共団体その他団体から国際交流事業に係る経費について、補助金、負担金等の金銭的援助を受けていないもの

【補助対象経費】

旅費、宿泊費、賃借料、運搬費、需用費、役務費、報償費、負担金及びその他市長が必要と認める経費
・交際費は除く
・飲食を伴う交流会等の開催又は参加に要する経費は除く

【補助額】

海外事業

30万円（参加人数が10人以上の場合は**50万円**）

国内事業

10万円（市内で宿泊する場合は、宿泊者数に1,000円を乗じた額（**5万円**限度）を上乗せ）



【問い合わせ先】 射水市 市民活躍・文化課 交流促進係
TEL 0766-51-6622 FAX 0766-51-6654
E-mail shiminbunka@city.imizu.lg.jp